

平成 26 年度レブンアツモリソウ保護増殖検討会 議 事 概 要

1. 概要

(1) 日 時：平成 27 年 3 月 17 日（火）15 時 45 分～17 時 15 分

(2) 場 所：札幌第一合同庁舎地下 1 階北側会議室

(3) 出席者：

○検討員：高橋英樹座長/河原孝行検討員/幸田泰則検討員/杉浦直人検討員

○関係機関：北海道森林管理局計画保全部計画課（阿部、玉川）/北海道森林管理局宗谷森林管理署（湯浅）/北海道森林管理局宗谷森林管理署礼文森林事務所（井田）/礼文町産業課（川村）/礼文町高山植物培養センター（村山）

○オブザーバー：北海道生物多様性保全課（小峰）/森林総合研究所北海道支所北方林管理研究グループ長八巻一成/北海道大学大学院農学研究院助教志村華子/レブントル自然館代表宮本誠一郎

○事務局：北海道地方環境事務所（徳丸、番匠、小口、小関）/北海道地方環境事務所稚内自然保護官事務所（中島、原澤、高澤）

(4) 配布資料：

資料 1-1 平成 26 年度レブンアツモリソウ保護増殖事業の実施状況（環境省）

資料 1-2 レブンアツモリソウの保護増殖事業（北海道森林管理局）

資料 1-3 2014 年度レブンアツモリソウ保護増殖事業実施結果報告（礼文町）

参考資料 1 平成 26 年度レブンアツモリソウ保護増殖事業 実施結果 統括表

資料 2-1 平成 27 年度レブンアツモリソウ保護増殖事業の実施計画（環境省）

資料 2-2 2015 年度レブンアツモリソウの保護・増殖に係る活動予定（礼文町）

参考資料 2 平成 27 年度レブンアツモリソウ保護増殖事業実施計画 総括表

参考資料 3 レブンアツモリソウ保護増殖事業計画

参考資料 4 レブンアツモリソウ保護増殖検討会設置要領

参考資料 5 平成 25 年度レブンアツモリソウ保護増殖検討会議事録

2. 議事概要

高橋検討員が座長となり、議事運営を行った。平成 26 年度保護増殖事業実施状況（別紙 1）及び平成 27 年度保護増殖事業実施計画（別紙 2）について、北海道地方環境事務所、北海道森林管理局及び礼文町より説明した。主な意見、質疑等は次のとおり。

【環境省の事業について】

（検討員）環境省が平成 20 年～平成 22 年に試験地で播種したレブンアツモリソウの種子について、どのような状態になっているか調べることができないか。

（検討員）土壌と分離することが難しいので、調べるのは難しい。播いてから 7 年たっても何も地上に出なければ、種子は発芽しなかった、あるいは発芽しても地上に出なかったとみなして良いと思う。

（検討員）発芽後のプロトコームの状態でどのくらい生きているかを確認するには、種

子をネット状のバッグに入れた状態で土に埋め、ずっと観察するしかない。

(検討員) 船泊地区での刈り払い計画について、レブニアツモリソウが枯れた 10 月くらいの時期に行うということだが、10 月では、ススキなども枯れて養分を回収してしまっている状況なので、効果がないのではないか。

(環境省) 鉄府地区でも 10 月では遅いという話があったので、26 年度は 9 月下旬に刈り払いした。9 月中～下旬くらいなら適当ではないかと考えている。

(検討員) レブニアツモリソウを鉢植えで管理した場合は、12 週間以上シュートを展開すると、次の年も生育している。逆算すれば、9 月の初旬には刈っても大丈夫ということになる。その時期であればススキにダメージを与えられる可能性がある。

【北海道森林管理局の事業について】

(検討員) ラジコンヘリによる調査は広域的に調査ができ、ビジュアル的にもわかりやすく、大変良い取組みだと思う。できれば 3 年か 5 年のうちにもう 1 回調査し植生変化をモニタリングすると、もっと有用なデータになっていくと思う。

(北海道森林管理局) 保護林で 5 年に 1 度行っているモニタリング調査では、トドマツの林縁部やトドマツ林の空いたところにレブニアツモリソウが発見されたりしている。26 年度の報告では、木本群落の中で確認されているところがある。

(検討員) 群生地の遊歩道の周りで増えているトドマツは伐った方がいいという意見があるが、どうか。

(北海道森林管理局) 風や直射日光を避ける環境を残した方がいいのか、伐るとしてもどの程度伐ればいいのか、試験的にやってみないと分からない。保護林かつ保安林に指定されているので、全部伐ることはできない。また、伐採にあたっては業者の確保、伐った後の搬出、材の処理などすべてを考慮しなければならないので、いろいろな条件をクリアしながら検討していきたい。

【礼文町の事業について】

(礼文町) 北のカナリアパークで行った培養株の活着試験において、結果防止のために開花した花の葯をピンセットで取り除いたにもかかわらず結果した。自生地から飛んできたハチが花粉を運んできたのではないかと思われる。

(検討員) 巣をつくる前の移動が盛んな時期で有り、距離的にあり得る。

(検討員) 自生地の花粉がハチによって運ばれることは、確率的には非常に低いのではないか。

(礼文町) 今年 1 年目なので、まずは一冬越してまた地上に出てくるかどうかを確認したい。また、来年度も除雄して結果するのかどうか確認したい。なお、27 年度に行う植栽は礼文島南部の自生地由来の株に限定する。

以上

H26レブンアツモリソウ保護増殖事業実施結果 総括表

別紙1

保護増殖事業計画		環境省	林野庁	礼文町
①生息状況等の把握・モニタリング ☆保護増殖を適切かつ効果的に実施するための情報の収集、整理	(1)生育状況等の把握・モニタリング ☆野外個体群の生育状況を把握する(生息地点、生息株数の現状及び増減等)	・永久方形区(鉄府地区3箇所、船泊地区2箇所)における生育状況調査	・鉄府地区におけるラジコンヘリを用いた生育実態調査 ・レブンアツモリソウ群生地保護林を含む礼文国有林全域の巡視を通じた生育状況の把握	
	(2)生物学的特性の把握 ☆保存に資する生物学的特性を把握する(野生下での繁殖様式、共生菌の特定など実生の定着環境、生育に適する環境、集団内の遺伝的多様性等)			
	(3)生育の圧迫要因及びその影響の把握・モニタリング ☆個体群の維持に影響を及ぼす要因及びその影響を把握する(植生の遷移、訪花昆虫及び病害昆虫の動態等)		・カラフトアツモリソウ及び雑種個体の雄しべ除去(H26は確認されず)	
②生育地における生育環境の維持・改善 ☆共存する生物や地形地質等本種を取り巻く生態系全体を良好な状態に保つ		・レブンアツモリソウ及びハイネズ播種区におけるモニタリング ・ササ刈払い及び刈払い区画内のレブンアツモリソウ出現調査及び植生モニタリング		
③人工繁殖及び個体の再導入 ☆野外個体群の維持拡大のみでは、目標を達成できないと判断された場合、補完的にかつての分布域内での分布を拡大させ、個体数を増加させる		・共生菌培養株の植え戻し試験後のモニタリング(船泊地区1箇所、鉄府地区1箇所)		・共生菌培養株生産手法の確立 ・無菌培養株の生産(教育、研究、展示のみに使用) ・培養株の活着試験の実施
④生育地における盗掘の防止 ☆盗掘及び生息地への不用意な立ち入りを防止する		・所管地の巡視及び監視カメラによる監視	・レブンアツモリソウ群生地保護林を含む礼文国有林全域の巡視 ・ロープによる立入規制等実施	・フラワーレンジャーによる監視活動
⑤普及啓発の推進 ☆保護増殖事業を実効あるものとするため、国民の理解と協力を得る。地域の自主的な保護活動の展開を図る。			・登山者、観光客等への啓発	・各種普及啓発活動の実施
⑥効果的な事業の推進のための連携の確保 ☆効果的な事業の推進		・必要に応じて、メール等で連絡調整、情報共有を実施。		
その他		・ロードマップ策定に向けたWGを設置し、2回開催し、素案を作成。		

H27レブンアツモリソウ保護増殖事業実施計画 総括表

保護増殖事業計画		環境省	林野庁	礼文町
①生息状況等の把握・モニタリング ☆保護増殖を適切かつ効果的に実施するための情報の収集、整理	(1)生息状況等の把握・モニタリング ☆野外個体群の生育状況を把握する(生息地点、生息株数の現状及び増減等)	・永久方形区(鉄府地区3箇所、船泊地区2箇所)における生育状況調査	・鉄府地区におけるラジコンヘリを用いた生育実態調査 ・レブンアツモリソウ群生地保護林を含む礼文国有林全域の巡視を通じた生育状況の把握	
	(2)生物学的特性の把握 ☆保存に資する生物学的特性を把握する(野生下での繁殖様式、共生菌の特定など実生の定着環境、生育に適する環境、集団内の遺伝的多様性等)			
	(3)生育の圧迫要因及びその影響の把握・モニタリング ☆個体群の維持に影響を及ぼす要因及びその影響を把握する(植生の遷移、訪花昆虫及び食害昆虫の動態等)		・カラフトアツモリソウ及び雑種個体の雄しべ除去	
②生育地における生育環境の維持・改善 ☆共存する生物や地形地質等本種を取り巻く生態系全体を良好な状態に保つ	(鉄府地区) ・レブンアツモリソウ及びハイネズ播種区におけるモニタリング ・ササ刈払い及び刈払い区画内のレブンアツモリソウ出現調査及び植生モニタリング (船泊地区) ・高茎草本等刈払いによる生育環境改善試験を新たに開始する。			
③人工繁殖及び個体の再導入 ☆野外個体群の維持拡大のみでは、目標を達成できないと判断された場合、補完的にかつての分布域内での分布を拡大させ、個体数を増加させる	・共生菌培養株の植え戻し試験後のモニタリング(船泊地区1箇所、鉄府地区1箇所)		・共生菌培養株生産手法の確立 ・無菌培養株の生産(教育、研究、展示のみに使用) ・培養株の活着試験の継続と共生菌培養株の植栽	
④生育地における盗掘の防止 ☆盗掘及び生息地への不用意な立ち入りを防止する	・所管地の巡視及び監視カメラによる監視	・レブンアツモリソウ群生地保護林を含む礼文国有林全域の巡視 ・ロープによる立入規制等実施	・フラワーレンジャーによる監視活動	
⑤普及啓発の推進 ☆保護増殖事業を実効あるものとするため、国民の理解と協力を得る。地域の自主的な保護活動の展開を図る。	・関係者との連携を図り実施	・登山者、観光客等への啓発	・各種普及啓発活動の実施	
⑥効果的な事業の推進のための連携の確保 ☆効果的な事業の推進	・必要に応じて、メール等で連絡調整、情報共有を実施。			
その他	・ロードマップ策定に向け、案を作成し、地域住民や関係者への説明、ワーキンググループの開催等を行い、平成27年度内に策定する。			